

農業委員会だより



新規就農者紹介！

北区野谷学区で、ぶどう栽培に取り組んでいる坂本典隆さんにお話を伺いました。坂本さんは横井学区出身の37歳。コロナ禍で自分を見つめ直す時間ができ、自分がやりたいこと、興味があることを仕事にしたいと思い、34歳の時にぶどう農家に転職しました。

坂本さんは農作業経験がありませんでしたが、インターネットでぶどう栽培を教えてくれる先生が地元にいることを知り、2年間、栽培技術や農業経営などを学びながら、農地を探されました。

現在は900坪の農地で、シャインマスカット、マスカット・オブ・アレキサンドリア、紫苑（しえん）、瀬戸ジャイアンツなど9品種を栽培されています。ピーク時は早朝から夜まで、相棒のラジオとともに農作業しているとのことでした。また、先生が様々な品種を栽培していたことに影響を受け、「シャインマスカット以外にも、いろんな品種の栽培をしたい。これまで私が農家になるために栽培をしてくれた先生、農地を貸してくれた地主さん、協力してくれた友達、家族に感謝を忘れずに農業に励みたい。」と思いを熱く語られました。

目次

- P.1 新規就農者の紹介
- P.2,3 令和6年度農業委員会事業計画・農地の利用状況調査のお知らせ
- P.4 農地の貸し借りについて
- P.5 農地の相続するときの手続きについて
- P.6,7 農業者年金のご案内
- P.8 ハンマーナイフモア・編集後記

編集・発行

岡山市第一・第二農業委員会

住所：〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

電話：086-803-1564 FAX：086-231-5690

ホームページ [岡山市農業委員会事務局](https://www.city.okayama.jp/soshiki/37-0-0-0-0_1.html)

https://www.city.okayama.jp/soshiki/37-0-0-0-0_1.html

令和6年度岡山市の農業委員会の 事業計画が決定しました

4月の総会で各農業委員会共通
の事業計画と各地区協議会の
事業計画が可決されました。

令和6年度事業計画の概要

(趣旨)

地域の農業・農業者の実情と特性を的確に把握し、農業者や農地中間管理機構等の関係機関と連携強化を図り、農地利用の最適化を推進する。

特に、今年度は、「地域計画」

の目標地図の「素案」作成、農地中間管理機構を活用した農地の集約化を進める活動を行う。さらに、遊休農地対策などに向けてさらなる体制の強化と活動の活性化を図るべく、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体的に以下の

活動を実践的かつ積極的に行うものとする。

(重点方針)

(1) 遊休農地の発生防止・解消対策の強化

- ・遊休農地の発生防止・解消に向けた啓発活動や農地パトロール
- ・草刈機（ハンマーナイフモア等）を有効活用し、農業の再開と農地中間管理機構への農地貸し付けを促進

(2) 優良農地確保のための農地制度適正執行の推進

- ・優良農地の確保・有効利用、農地制度の普及・啓発
- ・農地の権利移動・転用許可等の適正な執行及び許可後の適正利

- 用の指導等を実施
- ・農地所有適格法人等の農業法人制度の適切な運用

(3) 担い手の確保・育成と担い手への農地利用集積・集約化推進

- ・認定農業者等の確保・育成
- ・農地中間管理機構等関係団体との連携により、農地の集積・集約化に向けた利用調整活動を強化
- ・担い手不足解消のため、集落営農の法人化・組織化を推進

(4) 地域における意見・情報の集積や集落内の相談活動等の取り組み

- ・農地利用情報を収集し、相談活動等により、農地の利用調整の活動に取り組む

(5) 業務の情報推進

- ・農業委員会サポートシステム及び情報端末を活用

(各地区協議会の活動) 第一農業委員会

〔中・中央地区協議会〕

- ① 農地相談会の開催
- ② 農地パトロールの実施
- ③ 転用許可の事後確認
- ④ 地元農産物の栽培促進及び地産地消並びに食育活動の推進

〔北・吉備地区協議会〕

- ① 農地相談会の開催
- ② 転用許可の事後確認
- ③ 農地パトロールの実施
- ④ 耕作放棄地の解消を進める
- ⑤ 地元農産物の栽培促進及び地産地消並びに食育活動の推進

〔御津・建部地区協議会〕

- ① 農地相談会の開催
- ② 農地パトロールの実施
- ③ 耕作放棄地の解消
ハンマーナイフモアを活用
- ④ 収益性の高い農作物品種の導入促進（御津地区）
- ⑤ 空き家対策の取組み（建部地区）

⑥ 地元農産物の栽培促進及び地産地消並びに食育活動の推進

〔南区協議会〕

① 農地相談会の開催

② 地域の特性を生かした農業の推進と新規就農者支援の実施

③ 耕作放棄地の解消

④ 地元農産物の栽培促進及び地産地消並びに食育活動の推進

第二農業委員会

〔中区協議会〕

① 特色ある作物の栽培推進と活用促進

② 食農教育の推進

③ 遊休農地発生防止・解消対策の強化

〔東区協議会〕

① 遊休農地の発生防止・解消対策の強化

② 担い手農家の育成

③ 食農教育の推進

農業委員会から

農地の適切な管理について

農地や隣接する畦畔の草刈りはキチンとできていますか？

適切に耕作されず、雑草等で荒されると病虫害の発生源となったり、周辺の農業や生活環境に悪影響を及ぼします。農地を所有、または利用されている方は適切な管理をお願いします。

周辺施設（道路等）について

最近、道路に農機具等に付着していた土が落ちていたりという苦情が増えています。道路は、農家以外の人も使う場所です。お互い気持ちよく使えるように、気配りをお願いします。



農地の利用状況調査を行います

本年度も8月から9月の予定で農地の利用状況調査（農地パトロール）を行います。

これは、農地の有効かつ効率的な利用の促進を目的に、農業委員会の委員及び職員が農地を訪問し、農地としての利用の状況を確認するものです。

調査の結果、1年以上耕作されていないと判断された農地（遊休農地と言います。）については、耕作者の方に対して後日、「利用意向調査」により、今後の利用の意向を伺うこととなります。

自分で耕作できない場合は、農地中間管理機構を通じた農用地利用集積計画（利用権設定）などにより、担い手農家への貸し借りをを行い、農地の有効利用を図りましょう。

また農地を荒廃させると、病虫害の発生や不法投棄の温床となり、近隣の農地等に影響を及ぼすおそれがありますので、適正な管理をお願いします。



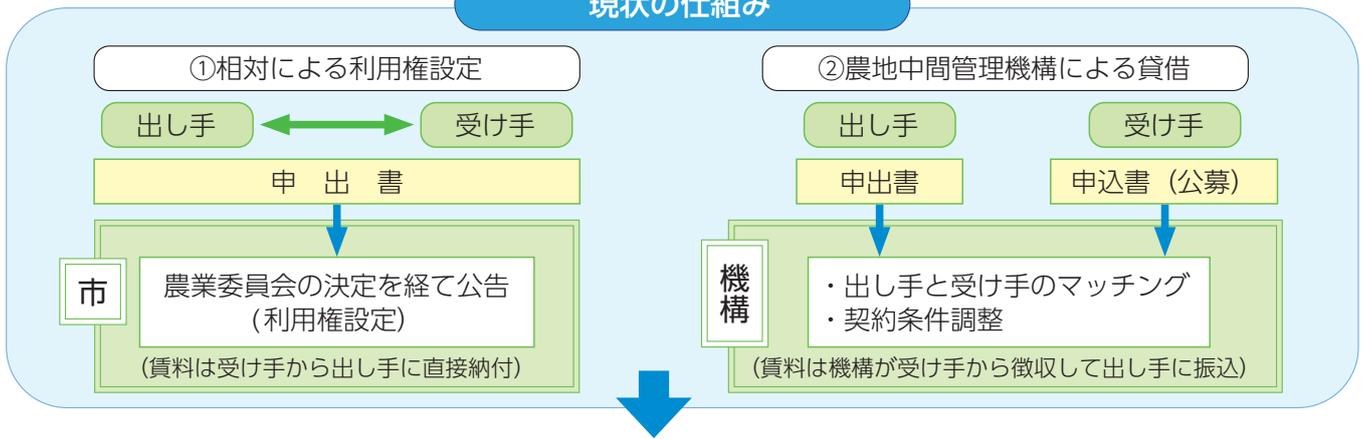
農林水産課
からの
お知らせ

令和7年度から農地の貸借の仕組みが大きく変わります

変更のポイント

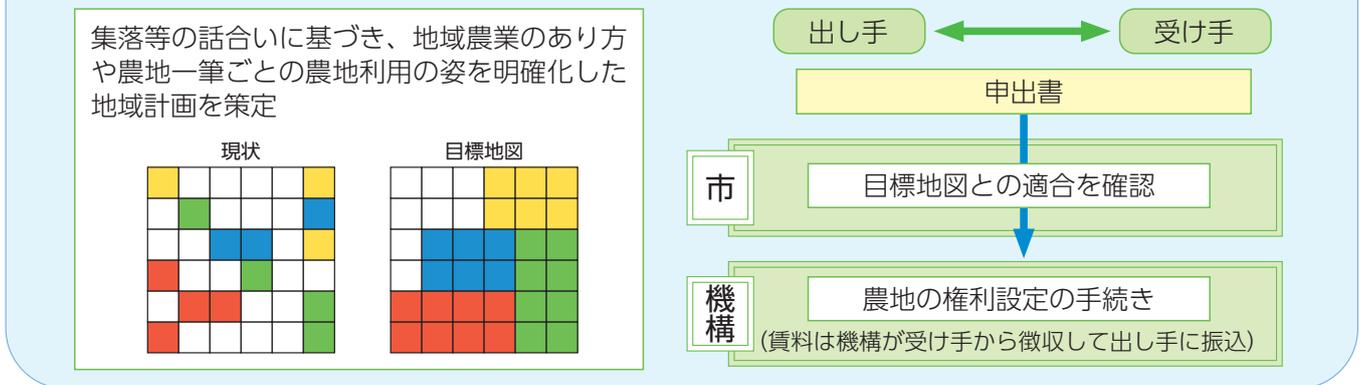
- 相対による利用権設定の手続きが廃止されます。
- 農地中間管理機構による出し手と受け手のマッチングは廃止されます。
- 農地一筆ごとに利用する農業者を記した「目標地図」を含む「地域計画」を市が作成し、農地中間管理機構では、この地域計画に基づいた農地貸借の手続きを行うこととなります。

現状の仕組み



今後の仕組み

農地中間管理機構による貸借



【農地中間管理機構による貸借の主な特徴】

- ・貸付期間は3年以上。(受け手の安定経営のため10年以上をお勧めしています)
- ・相続税、贈与税の納期猶予は継続されます。
- ・物納は取り扱いません。
- ・期間満了後は確実に出し手に農地が戻ります。
- ・貸借事務等に手数料はかかりません。

【問い合わせ先】

岡山市農林水産課：086-803-1343
 北区役所農林水産振興課：086-803-1661
 中区役所農林水産振興課：086-901-1622
 東区役所農林水産振興課：086-944-5039
 南区役所農林水産振興課：086-902-3520

御津支所産業建設課：086-724-1114
 建部支所産業建設課：086-722-1113
 瀬戸支所産業建設課：086-952-1115
 灘崎支所産業建設課：086-363-5203
 第一・第二農業委員会事務局：086-803-1562

○令和6年4月1日から相続登記が義務化されました

相続又は遺贈（令和6年4月1日より前に発生したのも含む。）によって不動産を取得した相続人又は受贈者は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内（施行日前の相続等は施行日から3年以内）に相続登記の申請をしなければなりません。

正当な理由がないのに義務に違反した場合、10万円以下の過料の対象となります。

詳しくは岡山地方法務局ホームページを参照してください。

https://houmukyoku.moj.go.jp/okayama/page000001_00222.html

問い合わせ先：岡山地方法務局 086-224-5656（代表）



○農地を相続した時は農業委員会への届出が必要です

亡くなられた方が農地または採草放牧地を所有していた場合、相続された方は農地等の権利を取得した旨の届出が必要です。

<必要書類> 届出人の本人確認書類

※ 届出される方の状況によって、必要な書類が異なる場合がありますので、事前にお問合せください。

<届出期限> 権利取得を知った日から概ね10月以内

<受付・相談窓口> 岡山市第一・第二農業委員会 803-1562,1564

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000004616.html>



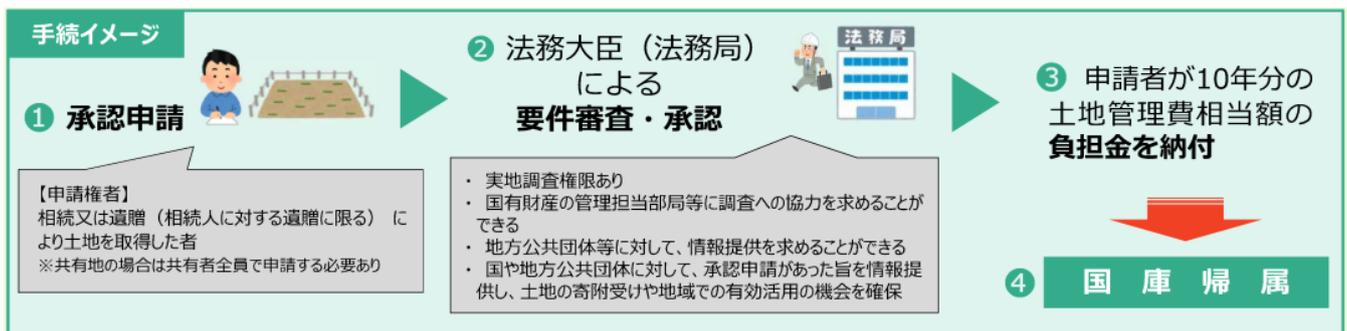
○相続土地国庫帰属制度が始まりました

『相続土地国庫帰属制度』とは、相続等により取得した土地のうち不要な土地を、一定の要件を満たし、負担金等を納付することにより国に帰属できる制度です。この制度は令和5年4月より開始された新たな制度です。

詳しくは「法務省 相続土地国庫帰属制度」で検索してください。

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00454.html

問い合わせ先：岡山地方法務局 086-224-5656（代表）





若者

若い農業者の皆さん！ 自分の老後自分で守れますか？

若い農業者の方は、
国民年金の上乗せの公的な年金「農業者年金」
に加入して安心して豊かな老後を！

若い今こそ
年金
アクション！



ポイント1 35歳未満で一定の要件を満たせば、1万円からでも加入可能

ポイント2 認定農業者で青色申告者等には国庫補助で手厚い支援

ポイント3 税制面で大きな優遇措置

詳しくは…

検索

<https://www.nounen.go.jp>



ポイント1

35歳未満で一定の要件を満たせば、1万円からでも加入可能

農業者年金の保険料は、月額2万円から6万7千円の間で、千円単位で自由に決められますが、35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は、1万円から加入することができます。また、保険料額はいつでも見直すことができます。

試算表 ～農業者年金の受給額の試算～

| 加入年齢 | 納付期間 | 保険料額 | 保険料総額 | 年金額(年額) | | 想定される受給総額 | |
|------|------|------|-------|---------|------|-----------|---------|
| | | | | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 |
| 20歳 | 40年 | 1万円 | 780万円 | 61万円 | 53万円 | 1,305万円 | 1,419万円 |
| | | 2万円 | 960万円 | 80万円 | 69万円 | 1,716万円 | 1,867万円 |
| 30歳 | 30年 | 1万円 | 660万円 | 47万円 | 41万円 | 1,016万円 | 1,105万円 |
| | | 2万円 | 720万円 | 53万円 | 46万円 | 1,139万円 | 1,238万円 |
| 40歳 | 20年 | 2万円 | 480万円 | 31万円 | 27万円 | 674万円 | 733万円 |

※上のケースは、通常加入で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が1.00%となった場合の試算です。受給総額は65歳の時点で想定される平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92歳まで生存した場合の金額です。

※運用利回りは、加入後の経済情勢により上下します。制度発足以降の21年間(令和4年度まで)の運用利回りの平均は、年率2.74%です。

※各金額は、単位未満を四捨五入により表示しています。

※予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、令和6年度は1.00%となっています。

※保険料額1万円のケースについては、35歳未満は保険料月額1万円で加入し、35歳以降は2万円で加入した場合です。

詳しい年金額
シミュレーションは
こちら →



ポイント2

認定農業者で青色申告者等には国庫補助で手厚い支援

保険料の
国庫補助

国民年金第1号被保険者等の農業者年金への加入要件に加え、

①39歳までに加入 ②農業所得が900万円以下 ③認定農業者で青色申告者等(下表)を満たせば受けられます。

政策支援の要件と国庫補助額

| 区分 | 必要な要件 | 本人負担の保険料(補助額) | | | |
|----|--|---------------|-------|-------|-------|
| | | 35歳未満 | | 35歳以上 | |
| 1 | 認定農業者かつ青色申告者 | 1万円 | (1万円) | 1万4千円 | (6千円) |
| 2 | 認定就農者かつ青色申告者 | 1万円 | (1万円) | 1万4千円 | (6千円) |
| 3 | 区分1又は区分2の要件を満たしている者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者又は直系卑属 | 1万円 | (1万円) | 1万4千円 | (6千円) |
| 4 | 認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に区分1の要件を満たすことを約束した者 | 1万4千円 | (6千円) | 1万6千円 | (4千円) |
| 5 | 区分1又は区分2の要件を満たしていない者の直系卑属であり、35歳まで(25歳未満の者は10年以内)に区分1の要件を満たすことを約束した者 | 1万4千円 | (6千円) | — | |

※35歳未満で加入した者は、35歳から自動的に35歳以上の額に変更されます。

※区分1～5のそれぞれの要件に該当しなくなった場合、他の区分(国庫補助額が減額になることがあります)又は通常の保険料への変更が必要です。

※国庫補助を受けている間の保険料は月額2万円(国庫補助額を含む)になります。

※保険料の国庫補助を受けられる期間は最長20年間です。(35歳以上の補助は最長で10年間です)

ポイント3

税制面で大きな優遇措置

●保険料は全額社会保険料控除

支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となります。さらに、同一生計の家族分の保険料を支払っている場合、家族分も含めて控除の対象となります。

●保険料の運用益が非課税

一般の預貯金等の利子には約20%の税金がかかりますが、農業者年金の運用益は非課税です。

●将来年金として受け取る際も控除の対象

農業者年金として受け取った年金は、税制上、公的年金等控除の対象となります。

農業者年金の内容やご相談については、最寄りの農業委員会かJAまたは農業者年金基金にお問い合わせください。

独立行政法人 農業者年金基金

●専門相談員

TEL: 03-3502-3199

●企画調整室

TEL: 03-3502-3942

事務所の移転に伴い、令和6年11月上旬より、上記の問い合わせ先が変更となります。最新のお問い合わせ先は、基金ホームページでご確認をお願いいたします。

2024.5

耕作放棄地に再び作付けを！

草刈機（ハンマーナイフモア）を活用しませんか

農業委員会では、耕作放棄地解消の取り組みを行っています。

農地の所有者は、農地を荒らすことなく耕作することが求められています。耕作放棄地となってしまった農地は、病害虫の発生による周辺農地への影響だけでなく、地域の景観上も好ましくありません。

「耕作はしたいけど農地が荒れている」、「農業を再開したいけれども草刈り機を持っていない」…。 そんな悩みをお持ちの方はご相談ください。

- 対象となる農地は、自己又は貸し付けにより営農を再開する農地に限ります。
- 作業料金は、下記のとおり草丈・農地面積に応じて徴収させていただきます。

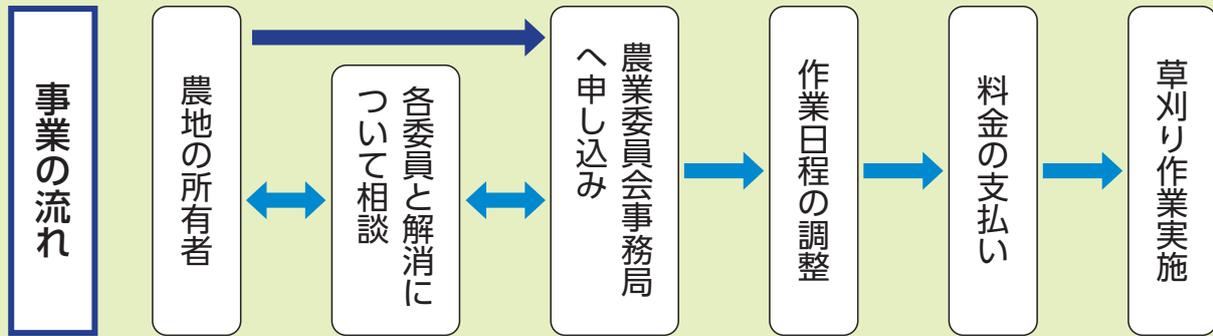
〔10 アールあたりの作業料金〕

- 草丈が1 mを超えるもの 22,000 円
- 草丈が1 m以下のもの 15,000 円



なお、草刈りの作業は、農業委員・農地利用最適化推進委員が行います。草刈り機の一般の方への貸し出しは行っておりませんので、ご了承ください。

農地の状況（灌木が生えている等）や進入路の状況によっては、作業をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。



●編集後記

今回の委員会だよりは記念すべき100号です。毎年2回程度の発行を重ねて約40年。創刊した昭和59年当時は、今の第一・第二農業委員会ではなく、「岡山市東・西農業委員会」でした。名称が変わっても委員会発足時からの私たちの思いは、この豊かな農地をどうにか維持していきましょう！ それは約40年を経ても変わっていません。これから先10年・20年後も皆様から頼りにされる組織でありますよう農業委員会一同努めてまいります。(I)

編集委員

大森美也子 板野俊之 秋山幸江 遠藤 茂
 田淵信一 水田良和 片岡勝彦 佐藤 操 (順不同)



全国農業新聞

農業新聞を購読しませんか

月4回 金曜日発行

B3版 8～10ページ

購読料

月700円 (送料・税込み)

お申し込みは、農業委員、
 農地利用最適化推進委員、
 農業委員会事務局 まで